

令和7年2月28日 十日町地域広域事務組合 消防長

自動車検査証の有効期間が切れた消防団車両の運行について

十日町地域広域事務組合が管理する消防団車両1台において、自動車検査証(車検証)の有効期間が満了した車両を運行していた事案が下記のとおり発生しました。

記

1 事案概要

該当車両は令和7年2月2日に自動車検査証の有効期間が満了していましたが、車両管理を行う分署担当係が有効期間を誤って管理しており、令和7年2月25日に発覚したものです。

2 発覚状況

- (1) 発覚日: 令和7年2月25日(火)
- (2) 発覚時の状況: 当該車両の車検を実施するために自動車検査証(写)を確認した際に発覚
- (3) 発覚までの走行状況:走行回数1回、走行距離約8キロメートル

3 判明後の対応

- (1) 発覚後、該当車両の使用を中止し、直ちに業者へ車検手続きを手配し完了しました。
- (2) 当組合が所有するすべての公用車の自動車検査証の有効期限切れがないことを確認しました。
- (3) 令和7年2月26日、管轄警察署に報告をしました。

4 再発防止に向けた取組み等

- (1) 消防職員・団員ともに車両運転前に車検ステッカーを確認することを徹底します。
- (2) 自動車検査証の有効期間を確認し確実な車両管理を行います。

5 問い合わせ先

十日町地域消防本部警防課 電話 025-757-1558